

第 101 回入札監理小委員会
議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 101 回入札監理小委員会

議事次第

日時：平成 21 年 8 月 7 日（金）18:39～19:20

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 経済産業研究所データベース運營業務（（独）経済産業研究所）
- 「高齢期雇用就業支援コーナー」事業（（独）高齢・障害者雇用支援機構）

2. その他

<出席者>

（委員）

樫谷主査、渡邊副主査

（（独）経済産業研究所）

総務グループ 河津総務ディレクター、由良総務副ディレクター、斎木総務副ディレクター

研究グループ 富田コーディネーター、金子副ディレクター

（（独）高齢・障害者雇用支援機構）

古曳理事、業務部公共サービス改革業務室 國分室長、黒木係長

（事務局）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○榎谷主査 それでは、ただいまから101回入札監理小委員会を開催させていただきたいと思っております。

本日は、(独)経済産業研究所の「経済産業研究所データベース運営業務」と(独)高齢・障害者雇用支援機構の「高齢期雇用就業支援コーナー」事業の実施要項案について審議を行いたいと思っております。

初めに、「経済産業研究所データベース運営業務」の実施要項(案)について審議を行います。

本日は(独)経済産業研究所 総務グループ 河津総務ディレクターにご出席いただいておりますので、前回の審議、意見募集の結果等を踏まえた実施要項(案)の修正点等について、10分程度でご説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○河津ディレクター それでは、ご説明させていただきます。

資料1-1という資料を事務局からご用意いただいております。前回のご指摘のありました4つのポイント、納期、著作権、サービスの質、情報開示、この4つのご指摘いただいておりますので、この部分についてご説明をさせていただきます。恐縮でございますが、その後ろのほうに資料A-2ということで、パブリックコメントの意見とそれに対します私どもの今時点での案も付けておりますので、これの意見に従って直したところもありますので、まずパブリックコメントのほうをご説明させていただいた上で、その修正点を併せて要項でご説明をさせていただければと思っております。これは出していただいた方は同じ方でございます。そういう意味では意見を出した一人の方から6つの項目についてご意見をいただいたということでございます。

まず1)でございますが、JIPデータベースの業務を民間競争入札にすることに関して書いてありますが、今のやり方が効率的ではないのか、学生を使ってやっているのが効率的ではないか。なぜ競争入札にするのかというご質問をいただいております。

先に意見のところだけご紹介させていただきますと、2) JIPデータベースとRIETI-TIDの2つの作業を1つにしているのですが、これは中身が少し違っているのでは分けたほうがいいのかというのがございます。

3) RIETI-TIDに関する情報開示で、データベースの作成費用と、それから、今回はそれを公開するということも一緒にお願いしているわけですが、公開部分の経費は入っていないのではないか。それはいくらぐらいなのだろうかというご質問でございます。

4) これもRIETI-TIDですが、国連のデータを使うので、2次加工だということ国連に確認をしてくれという業務をお願いしておるわけですが、これは今までやっているのだから、既に了解とっているのではないかと。それは民間企業がやるような中身ではないのではないかと。

5) 誤入力について、誤入力の確認方法・定義がよくわかりませんというのが1つ。それからSNA(これはGDPとかのところ)とか国連のデータも過去にさかのぼって

修正されることがあるが、そういうのまで捨わなければいけないのだろうか。多分それは大変だということだと思います。

6) これも中身は今申し上げたのと同じようなことなのですが、過去にさかのぼらなければいけないのか。それから、基準年が、何々年を100として、指数で表すデータもあるわけですが、そういうものも基準年が変わったりすると、それも変えなければいけないのだろうか、こういうようなご質問でございます。

それなりのこの世界の方ということだろうと思いますが、それにつきまして、まず1)、なぜこれを入札にするのかということですが、今のやり方が工数も経費も非常に安いとこの方は見ておられるようですので、そこに対しては、前回もご説明しましたけれども、あくまで一定の仮定を置いて計算をしているので、本当にこれにいくらかかったかというのは全体でやっているの抽出できないものですから、そういう意味であくまで参考値としてお考えくださいとお答えをしたいと思います。

それから、今のやり方が一番いいのではないかとご質問なのですが、私どもとしては、今、必要としているデータを別紙、お手元にもございますが、分厚くこういうデータのこの場所を見て、どなたでもわかるようにしたつもりでございますので、それを見ていただいて一番効率的にやっていただく。その道のプロの方ならやっていただけるのではないかとご質問ということで、より効率的な方を、私どもからしてみると探したいということだというふうにお答えしたいと思います。

それから、2) 2つの作業で分けたほうがいいのかということでございます。中小零細企業をはじいてしまうのではないかと。2社でやったほうがいいのかということなので、そこに関しまして、私ども中小零細を排除するようなことはもちろん要件に入れておりませんし、組んでいただくことも当然あり得るということで、その旨も実施要項にもともと書いてございます。したがって、そういう意味では組んではいただいても結構だと思っております。

ただ、理屈から言うと、多分分けたほうが、組むという手間を業者に頼まなくてよくなりますので、応札しやすいという意味では分けたほうが論理的にはいいのだろうなと思う反面、私どもも若干の情報収集をして2社に当たって、「両方セットでも、うちやれますよ」というようなお答えもいただいております。正直理屈からいけば分けたほうがいい。だけど分けなくてもできる。それから、閣議決定にも1本で出しておりますし、どちらのほうがいいののだろうかというのは正直私どもも判断しかねております。むしろ同じようなケースがこの場でも議論があったのではないかとご質問もしておりますので、むしろここはご意見賜ればと思っております。

それから、3) のサーバーの管理費用は入っていないのかというご質問なのですが、これは入っております。ただ、その部分がいくらかということなので、20年度だけですが(その前の年がはっきりしないものですから)、注記をするようにいたしました。

それから、4) 国連への確認でございますが、ここはR I E T I - T I Dに関する業務を包括的にお願いをするということもその一部ですよということを申し上げさせていただいております。確かに過去に1回確認をとっておりますけれども、著作権の問題はもめるとややこしゅうございますので、毎回確認の意味で手続は踏んでいただきたいと思いますということを書いてございます。

それから、5) 誤入力のところでございます。必ずしもご質問の趣旨がよくわからないのですが、誤入力というのは原データと入れた値が違うということですので、見比べてくださいということに尽きます。また、過去に遡って直されたときに、それまで修正するかということに関しては、今回の実施要項にはそのことは全く触れておりません。すなわちお願いをしないということで私ども考えております。ただ、その点、中で確認の議論をしたときに、国連のCOMTRADE、R I E T I - T I Dに使うデータでございますが、これは国連のほうが出しているわけですが、これは各国から報告のあったデータに基づいてつくっているものですから、一斉に百何十か国がぼんと出るわけではなくて、後から国ごとにばらばらと出てくるというようなことが実際上起こっておることが確認できました。したがって、例年ですと、もう11月頃には全部揃っているようですが、場合によっては、ひょっとすると特定の国が遅れるというようなこともあり得るものですから、それについての注記、すなわち遅れたものはもうやらなくていいよというようなことを注記として追記をいたしました。これは後ほどご説明させていただきます。

それから6) でございますが、前半は5) と同じですが、後半、基準年が変わったとき、これも対象にしなくて結構ですということをお答えしようと思っております。

この意見を踏まえて変えたところは、3) R I E T I - T I Dに関する情報開示の部分、5) 国連のCOMTRADEの発表が遅れてしまったという部分については、これも実施要項を若干修正させていただきました。したがって、資料1-1にあります前回の指摘の4項目に加えて6つの指摘について若干修正をしたところでございます。

どこを直したかを資料1-2でご説明をさせていただきます。事務局からのご指導もいただいて、少し記載の場所を変えたのもいくつかございますが、それは飛ばさせていただきます。中身で変えたところでございます。めくっていただきまして、2ページでございますけれども、これの真ん中に「(エ) 統計データの入手作業にかかる事前確認」というのがございまして、ここの2つ目の「・」の真ん中から後でございます。3行目が「報告すること」とあって、4行目が「収集作業について指示する」、その後でございます。「8月15日までに本データ収集作業の指示がない場合には、納期は10月30日とする。9月15日までに当研究所からデータ収集作業の指示がない場合には、当該データの収集は不要とする」といたしました。ここは前回、納期について、業者の責めに負わない事由で間に合わないことがあるだろう、R I E T I から指示しなかったからできないではないか、こういうことで、その部分は期限を切って出さなくていいということにいたしました。

それから、同じような記述が次の3ページの一番上でございますが、「当研究所への報

告の日から 90 日経過しても当研究所からデータ収集作業の指示がない場合には、当該データの収集は不要とする」とさせていただきます。

次が著作権上の問題について、3 ページの「② R I E T I - T I D 作成等業務」の（ア）の 3 つ目の「・」ですが、今回は、国連との関係で「必要な手続」という書き方をしてございましたが、わかりにくいので、「その際、国連 COM TRADE を基に作成する R I E T I - T I D の公開が可能となるよう、R I E T I - T I D は二次加工統計であり国連 COM TRADE の著作権を侵害するものではないことの確認を民間事業者が毎年国連担当者へメールで行うこと」と修正をいたしました。

現在やっております R I E T I - T I D のときには、まさにこういう確認をメールでやりとりをしてやってございますので、それを記載をしたものでございます。

それから、その下、「(イ) 納期について」というところの〈1 年目〉、〈2 年目〉とありまして、その下でございます。これが先ほどのパブリックコメントの指摘の 5) を受けたところでございますが、「国連の COM TRADE のデータは国毎に順次公表されるものであるため、R I E T I - T I D の対象国に関するデータの公表が遅れる可能性があり、各年 2 月 20 日までに国連 COM TRADE に公表されない対象国のデータについては作業を不要とし、当該国名を当研究所に連絡するものとする」といたしました。

作業に取りかかったとき、例年ですともう 11 月に揃っているということですが、R I E T I - T I D 対象国で、もし遅れていれば、(恐らく 1 か国とか 2 か国ですので) 2 月 20 日までに出版すれば、多分その部分だけをすぐ追加をして 3 月 1 日の公開に間に合わせることができるだろうと思っております。ただ、20 日を過ぎても出てないということだと、ちょっとタイトになりますので、そこは結構ですというふうに整理をさせていただきました。

その下、「(3) 入札対象事業にあたり確保されるべきサービスの質」のところでございます。今回はデータの収集をなさいとだけ書いてあって、きちんと入力をするということが大事だということであるならば、そこもきちんとむしろここに書いておくべきだろうということでございますので、その手順を少し分けまして、①がデータを入手しなさい。②が J I P のデータをきちんと入力しなさい。③が R I E T I - T I D のデータを加工してデータベース化して、それを公開し、そのサーバーを管理しなさいと強調したというのでしょうか、そういうふうにさせていただきました。

実施要項に関しての文章のところは以上でございますが、情報開示のところでございます。資料で言いますと、12 ページでございますけれども、ここの注記のところ、「J I P データベース」と「R I E T I - T I D」と書いてございますが、R I E T I - T I D の「※」の 2 つ目でございます。先ほどのパブリックコメントの意見で、サーバーの管理費用、これがわからないという話があったので、「各年ともに、サーバーの保管・維持・管理を含む。20 年度のみ通年の H P 公開義務を別契約としており、その金額を括弧内に記載」をしたと書かせていただきました。

あと次の 13 ページ、ここは実施に要した人員のところでございます。これは特にパブ

リックコメントではございませんけれども、事務局のほうから、以前はR I E T I - T I Dの工数だけ書いてありましたので、J I Pのほうの工数もということで、これも追加をさせていただきました。これも費用のほうと同じでございます、リサーチアシスタントが働いたトータルの日数の3分の2という計算をしておりますので、あくまでそういう仮定に基づいているということも注記をさせていただいております。

内容にかかわる修正は以上でございますが、別途、納期の1回目と支払いの1回目と同じ1回目という言葉があるのでわかりにくいというご指摘もいただきまして、ここは「納期①」という表現に変えたのと、支払いのほうは毎年このときに払いますというので、「1回目」、「2回目」という表現をなくしまして、混乱がないように修正をさせていただきます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。

○渡邊副主査 2つありまして、1つ目の最初のほうはすごく細かい話なのですが、実施要項の3ページ目の、今、修正を入れてくださった部分の②（ア）の3番目のパラグラフで、確認をメールで行うこととなっています。本当に細かい話で恐縮ですけど、事業者によっては一方的に確認メールを送りつけておけばいいというように誤解されてはいけませんので、「確認を得ること」というふうにされたほうがいいのかと思います。実際やりとりをされて確認しておられるわけですね。

○河津ディレクター さようでございます。

○渡邊副主査 わかりました。2点目が、パブリックコメントに出た意見に対する回答のところで、5)の誤入力の定義がわかりませんという質問に、「原データの値と異なる数値を入力することです。誤入力の確認方法とは原データと入力後の値を突き合わせることを言います」ときっちり回答していただいているので、実施要項の中にこの定義を入れてしまい、また、その後の過去のデータが過去に遡って修正された場合には、再入力、訂正していただく必要がありませんというのも業務範囲を画する上で非常に重要な点です。さっきの誤入力云々というのは確認的な記載だとは思いますが、2番目の過去にさかのぼってやる必要がないというところは特に明記していただいたほうが事業者のほうにも責任の範囲を明確にしますし、万が一こういうのも修正しなければいけないのだと思ってすごい入札高い金額をつけられても困るので、両者のためにいいのではないかと思います。

以上です。

○河津ディレクター そういうふうに少し直させていただきたいと思います。

○樫谷主査 今のご説明いただいた意見、要するに2つに分けたほうがいいのではないかと。中小零細業者が入りやすい等ということなんですが、1つにして、これまでも入札しますよということだったということなのですが、これで入札希望者はある程度数があると考えるとよろしいのですか。1社とか2社ではなくて、もう少しいますよと。

○河津ディレクター 正直申し上げて、私どもが聞いたのは2社しかございません。したがって、それ以外にあるかどうかというのは正直やってみないとわからないところがござ

います。ただ、この作業、締め切りがあるわけでございまして、分けるための準備や手順で、特にまたこの委員会にまたご説明に上がるというようなことになりますと後ろ倒しにどんどんなっていて、締め切りに、実際必要とするタイミングに間に合わなくなってしまるのが一番心配でございます。逆に言えば、そんなに時間かけられないので、多分これを割るだけは簡単なので、手続的に事務局とのご相談で済むということであるならば、スケジュールには影響ございませんので、分けてもいいのかなと、観念的にはそのほうが競争性は高まるのかなとは思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、一応閣議決定は1つになっておりますので、それを分けることが適当なのかどうかというのは、ちょっと私どもでは判断つかないところでございます。

○樫谷主査 それは事務局のほうとしてはどうなんですか。閣議決定が1個で、方針が出ていると、それを2つに分けるということについては、事務上の作業は別として、問題ないのでしょうか。

○佐久間事務局長 この場合は、想定される全体の金額がかなり小さくなってしまうということもあるのですが、それをどう考えるかということもあると思いますね。

○渡邊副主査 私は素人的に考えていたのは、2つ結構共通する、例えばメールの確認の方法とか2つがまるきり別な作業というよりも、結構プロセス的には共通化しているところがあって、組み合わせと一緒にやれば、それなりに人を2人雇うところを1人によるメールの確認で全部プロセスを効率化できるとか、そういうプラスファクターがあって一緒にすることにしていただくと勝手に考えていたところもあります。多分そういうふうに2つにやることによって効率化が図られて、例えば金額面でもプラス面があるのであれば、逆に2つに分けてくれれば入札に参加できたのにと人たちの群が大きくなければ、利害得失考えて一緒にやりましょうということもあり得べしなのかなと思っていたのですが、そういう2つ一緒にやることによるプラス面というのはないのでしょうか。

○河津ディレクター 正直申し上げて、ここら辺はまさに業者の専門分野とか生い立ちによって違うところだと思うので、私どもとしてはそういうところもあるのではないかなとは思っておるのですけれども、ただ、1件だけというか、お一人の方だけですけれども、こういう意見も出てきて、正直どうなんだろうと。私どもが聞いた限りは、ただ、この方がおっしゃるように、確かに多少業者から見ると違う業務という面はあるようでございまして、J I Pのほうは集めてきて入力をする。どちらかという単純作業をいかにどうやって効率的にやるか。R I E T I - T I Dのほうは、手順はきっちり示されているものの、一応統計を加工するという作業なので、どちらかというシンクタンクのようなところがいいと。ただ、これだけきちんと仕様書もつくっておりますので、そういう意味では別にシンクタンクで考えていただくということがないものですから、そういう意味では大分近い作業ではないかと私どもも思っておるのですけれども、ただ、この方が大分違うのではないかとおっしゃってきたというところでございます。

○榎谷主査 そんなに判断業務は入らないということですね。仕様書つくられているのも。
○河津ディレクター そうならないように、できるだけ書き込めるだけ仕様書のほうに、別添の資料のほうでございませけれども、書き込んだつもりでございませので。

○榎谷主査 入札説明会で共同でやることもできるというようなことを説明していただいてもいいと思うんですね、少なくとも。よろしいですか。事務局何かありますか、確認しておきたいことは。

○事務局 特にございませせん。

○榎谷主査 よろしいですか。そうすると、追加していただくのは、今の修正のところでしたか。

○渡邊副主査 きっちり定義しておられるので、そこは書いて問題ないのであれば書かれたほうが多分いいのではないかと思います。

○榎谷主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、これで2回の審議を行いましたけれども、本日をもって、小委員会の審議を概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私にご一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○榎谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局までお寄せください。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思ひます。

また（独）経済産業研究所におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますよう、よろしく願いしたいと思ひます。本日は、どうもありがとうございました。

（（独）経済産業研究所退室

（独）高齢・障害者雇用支援機構入室）

○榎谷主査 続きまして、（独）高齢・障害者雇用支援機構の「高齢期雇用就業支援コーナー」事業の実施要項（案）の審議を行いたいと思ひます。

本日は、（独）高齢・障害者雇用支援機構 古曳業務担当理事にご出席いただいておりますので、前回の審議、意見募集の結果等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について、10分程度で申し訳ございませませんが、ご説明いただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

○古曳理事 私、高齢・障害者雇用支援機構の担当理事の古曳でございませ。委員の皆様

方には、当機構の高齢期雇用就業支援コーナー事業の入札実施要項（案）につきまして大変なご指導いただきまして感謝申し上げます。

失礼して座らせていただきます。

先般の6月26日の当委員会でのご指摘とその後の事務局からのご指導等を踏まえまして、実施要項（案）をいくつか修正したところでございます。その上で実施要項（案）の修正を行った上で、先般パブリックコメントの募集を行わせていただきました。本日はパブリックコメントの状況と実施要項（案）の具体的な修正点につきまして、担当室長の國分から説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○國分室長 担当室長の國分でございます。座ったままで失礼させていただきます。

まずパブリックコメントの状況からご説明をさせていただこうと思っております。7月17日から31日までの2週間、当機構のHPにおきまして、意見募集を行わせていただきましたところ、1件意見提出がございました。その意見の概要につきましては、資料のB-2ということでお配りさせていただいておりますけれども、概要といたしましては、実績を有する事業者は数少ないと思われ、入札参加資格の実績について柔軟な対応を求めるといった趣旨の内容でございました。多少の誤解があったのかもしれませんが、この高齢期雇用就業支援コーナー事業につきましては、個人の生き方を左右する問題を取り扱うということで、キャリア形成や職業に関する専門性が必要不可欠であるということで、過去の実績を入札参加資格として求めているところでございます。求める実績といたしまして、中高年齢者を対象とするものだけでなく、一般的なキャリア設計、就職等に関する相談セミナー「いずれか」を過去3年のうち「1年以上」ということで実施していることを資格として求めるということでございますので、少数の事業者に限定されるものではないと機構としては考えておりますので、実施要項（案）につきましては、修正はしないということで対応させていただこうと思っております。

このあたりの趣旨とか入札参加資格につきましては、入札説明会においてもきちんと説明して対応させていただこうと考えてございます。その上で実施要項（案）の前回からの修正点につきまして、ご説明をさせていただこうと思っております。

パブリックコメントでの修正はしないということで、前回いろいろご指摘、ご指導いただいた点を若干修正いたしてございます。

まず10ページになりますけれども、「6 民間競争入札に参加する者の募集」のスケジュールにつきまして、それぞれ実施時期を現段階の予定に合わせて記載をさせていただいております。例えば入札公告につきまして、8月下旬～9月上旬頃、③入札書類提出期限につきまして、10月中旬頃、⑤開札の時期として、11月上旬～中旬頃といったことで修正してございます。

それから、10～11ページにかけまして、⑥の業務の引き継ぎのところで、落札者が実施するセミナー等の周知につきまして、機構が必要に応じて協力をするという旨を付け加えさせていただいております。

それから、飛びまして 19 ページの一番下の⑮ということで「引継ぎ」ということを新たに加えさせていただきました。機構におきまして、引継ぎに必要な措置を講じ、民間事業者が引継ぎを受ける旨、それから事業終了時に事業者が変更となる場合には、次期事業者に必要な引継ぎをしなければならない旨を付け加えさせていただいたところでございます。

それから、20 ページに入りまして、「12 支援コーナー事業に係る評価に関する事項」ということで、これは前回まで非常に事務局と委員の先生方からご指摘をいただいていた部分でございますけれども、(2)と(4)につきまして、表現を少し整理させていただいて、(5)におきまして、当該入札による事業者と当該入札によらない事業者との比較に当たって雇用情勢の変化に伴う利用状況の増減のほか、業務の範囲、関係機関からの協力の度合い、雇用構造や高齢化の度合い等の違いが実績に与えた影響を検証して公正性を確保する旨を付け加えさせていただきました。

当機構といたしましては、事業の評価に当たりまして、的確、公正に行われるよう十分留意をして事業を実施したいと考えてございます。

本文の修正点は以上でございます。

別紙・別添につきましても、若干修正をしてございまして、26 ページで誤りを訂正したとか細かい部分がございます。それから、29～31 ページ、従来の実施状況のところ、別紙 4-3 ということで、平成 20 年度、21 年度の月別のセミナーの開催回数を付け加えさせていただきました。それから、ことし 6 月分までの実績につきましても追加をさせていただいております。東京、愛知、広島、それぞれ 29、30、31 ページと同様の修正、追加をさせていただいております。

それから、51 ページになりますけれども、行動変化の調査票につきまして、細かい点ですけれども、農作業の土地を借り受けたということで J の記載を修正させていただいたところでございます。

以上が、実施要項（案）の修正でございます。

それから、最後に関係事業者、民間の事業者の方々への情報提供について少し補足をさせていただこうと思っております。パブリックコメントで 7 月 17 日に募集を始めまして、そのタイミングに合わせまして、当事業に関連すると思われる、例えば再就職支援ですとか、キャリア相談、教育訓練講座といった事業を実施する事業者の団体に対しまして、民間競争入札を実施する旨、情報提供を行いました。併せて 3 つの団体に情報提供をさせていただきまして、1 つにつきましては、10 社程度なのですけれども、会員の方々が出席する会議の場で、直接ご説明をさせていただいております。それから、2 つの団体につきましては、各団体における会員の方々への周知を依頼したところでございまして、そのうち 1 つでは既に会員の方に周知を行っていただいたと聞いてございます。

それから、団体ではなくて個別の事業者、以前からこの事業に関しまして、入札に関心を示してきたところがいくつかございまして、併せて 9 社に対しまして個別に入札実施要

項（案）の公表を行った旨を情報提供させていただきました。引き続き入札公告を行う場合にも同様の情報提供を行いまして、事業者の入札参加意欲を喚起したいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○榎谷主査 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何か確認、質問事項がございますでしょうか。

○渡邊副主査 どうもご説明ありがとうございました。私は実施要項そのものというよりは、意見に対する回答のところでは拝見して、コメントといたしましうか、それを申し上げておきたいと思って、今、手を挙げさせていただきました。対応のところでは、「キャリア設計や就職といった個人の生き方を左右する重要な問題を取り扱う事業です」というところで始まるパラグラフと、2番目に「一般的なキャリア設計や就職等に関する相談又はセミナー等の『いずれか』」というご説明を2ついただいています、質問では現実には数が少なく、指名競争入札になるというご意見があって、それにレスポンス、回答する意味で、この要件が必要だといったことをご説明いただいているのだと思うのですが、前半の部分をあまりに強調してしまわれると、ちょっと怖いといいたまうか、そんな責任とれるだろうかというふうには不安に思って、逆に入札参加を懸念するようなことになってはいけないのではないかとちょっと心配になりました。そういう意味では後半のほうの一般的なキャリア相談、これの経験があれば十分で、別に高齢者というか中高年を対象にしているところまでの経緯は必要ありませんということをご多分簡潔に言っていただければ目的は達するのではないかと思います。

逆にあまり前半のほうを強く言われてしまうと、考えていたところでも、いや、ちょっと自分たち自信がないかなというところが出てくるとかえって入札参加者が減ってしまいますので、そのあたりは必要な範囲で答えるということであれば、後半ぐらいにさせていただいて、あと入札の説明会とか、そういうところでも同じような質問ももしかしたら出てくる可能性あると思うのですが、そのあたりのご配慮をいただきたいと思ってコメントさせていただきます次第です。

○榎谷主査 いかがでしょうか。取り返しのつかない事態、そういうこともあり得るわけですが、あまりここだけ強調されてしまうと、指名入札に近い状態になっているのではないかなという懸念を入札の参加者が抱いてやめようという話になると困りますので、「なお」のところでもしっかり書いていただいているので、そういう意味ではいいと思うんですが、これは公表するのですか。

○國分室長 こちらにつきましても、公表させていただく予定にしておりますので。

○榎谷主査 確かにそのとおりではあるのですが、少し「なお」書き以下のところのほうに重点を置くような書き方をし、そんなに高齢者や中高年の方の特別なノウハウというものを必ずしも要求しているわけではないみたいな、下の部分を少し強調していただくといいとは思いますが、どうでしょうか。

○國分室長 そのあたりのちょっと表現ぶりにつきましては検討させていただいて。

○渡邊副主査 例えば定年後の保険について決定的に違うことを言ってしまったら、それは大変なことだと思うんですけど、他方、拝見していると、そういうところは社会保険労務士の人を呼んで講座を設けて話をさせているというような内容というように書いてあるものですから、そうすると多分抑止効果というか、入札に参加することを懸念させる効果と本当にウォーニングしておかなければいけない効果の関係から言うと、ちょっと強すぎると逆に実態として指名競争入札になってしまうのかなということで申し上げましたので、よろしくをお願いします。

○古曳理事 わかりました。

○樫谷主査 ほかには特にはないですかね。事務局から何かありますか。

○事務局 ございませぬ。

○樫谷主査 それでは、私から確認の意味を込めてコメントをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つございまして、まず、民間事業者への協力についてでございますが、本事業ではハローワーク等関係機関におけるコーナーの紹介・セミナーの周知等が重要であると考えられることから、民間事業者と関係機関のスムーズな連携が実現できますように、機構から民間事業者へ積極的な協力をお願いしたいと思います。

2つ目は、実績評価についてですけれども、実績評価を行うに当たりまして、地域間の比較を行う際には業務の範囲、関係機関からの協力の度合い等、この要項に書いていただいておりますが、地域間の違いが実績に与えた影響等を検証し、その結果を考慮した公平な比較を行っていただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、よろしゅうございませぬでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樫谷主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、これまで4回の審議を行いましたが、本日をもって、小委員会の審議を概ね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項(案)の取扱いや監理委員会への報告資料の作成につきましては、私にご一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○樫谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項(案)の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思ひます。

事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思ひます。

また、(独) 高齢・障害者雇用支援機構におかれましては、本実施要項(案)に沿って、適切に事業を実施していただきますようお願いしたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。

それでは、本日の入札監理小委員会は、これで終了したいと思います。

なお、次回開催につきましては、事務局から追って連絡したいと思います。

ありがとうございました。